

はじめに

甲府市の社会福祉推進の役割を担う「甲府市社会福祉協議会」は、昭和26年4月に発足し、昭和38年8月に「社会福祉法人甲府市社会福祉協議会」として厚生大臣に認可(現在許認可権限は甲府市長に委譲)され、創立から65年を経過しました。

本協議会は、地域社会において自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、福祉に係わる諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

また、本協議会の設立の趣旨に賛同する、市内に住所を有する個人(世帯)や福祉団体及び福祉施設、法人等が会員となっており、住民参加を原則としながら、行政とは異なった立場で、地域の実情に即した地域福祉活動と公共性を有する在宅福祉サービス等、地域福祉の向上に貢献するための事業を幅広く推進しています。

こうしたなか、平成27年度から新たに5年間の「甲府市地域福祉推進計画」を甲府市と協働で策定しました。今後も各事業の更なる推進に努め、数値目標を達成できるよう、市民・関係団体・行政機関などと連携を図り、それぞれの役割分担を認識するなかで協働して地域の実情に即した活動を展開します。

○社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき、次の事業を行う社会福祉法人です。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

平成 28 年度基本方針

甲府市社会福祉協議会は、本市における地域福祉推進の中核として、地域住民をはじめ福祉関係諸団体やボランティア団体、行政などと幅広く連携・協働する中で、高い公益性と社会福祉法人としての自主性、創造性を発揮して、豊かな地域福祉社会の実現を目指しているところです。

平成 28 年度は、甲府市との協働により新たに策定した「甲府市地域福祉推進計画」の 2 年目にあたりますが、引き続き「甲府の地域力」の更なる向上を目指し、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる、福祉のまちづくり実現のための取り組みを一層推進してまいります。

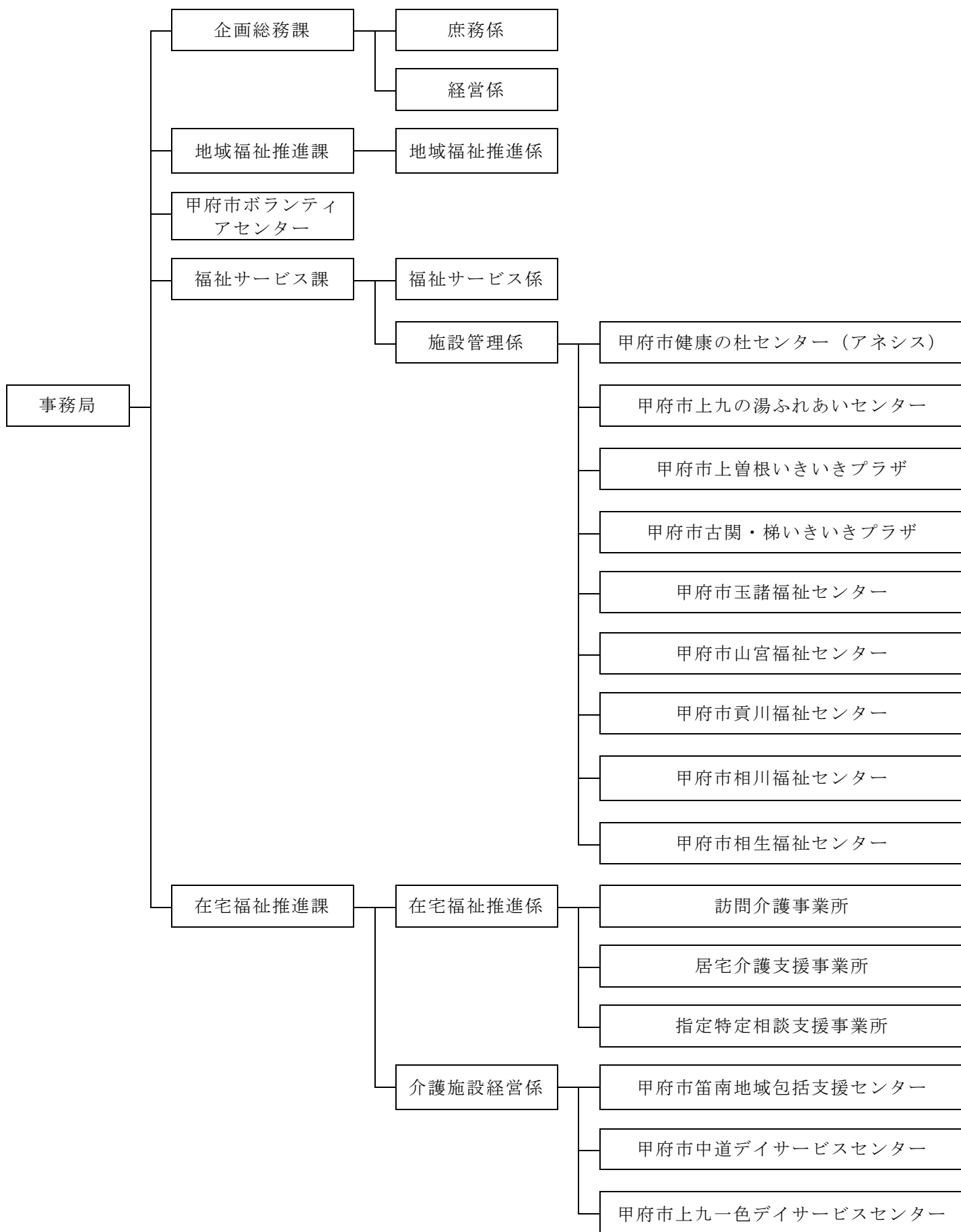
地域福祉推進については、ふれあいのまちづくり事業推進のため、地域との連携を図って小地域ネットワーク活動の推進と、コミュニティソーシャルワーカーによる情報提供や助言等を行うとともに、いきいきサロン事業の設立及び運営に対し支援を行ってまいります。また、甲府市配食サービス事業については、事業の周知に努めるとともに、福祉課題が多様化する中で、地域住民の支えとなるボランティア活動の推進と普及啓発に努めてまいります。

福祉サービスの推進については、判断能力が十分でない方の日常生活の自立支援を行うとともに、経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として、低所得世帯等への貸付の相談と援助指導を行ってまいります。また、甲府市から指定管理施設として委託されている、相生福祉センターをはじめとする 5 か所の福祉センター、並びに上九の湯をはじめとする 6 か所の施設についても、積極的に施設の PR に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに応えることができるようサービスの提供に努めてまいります。

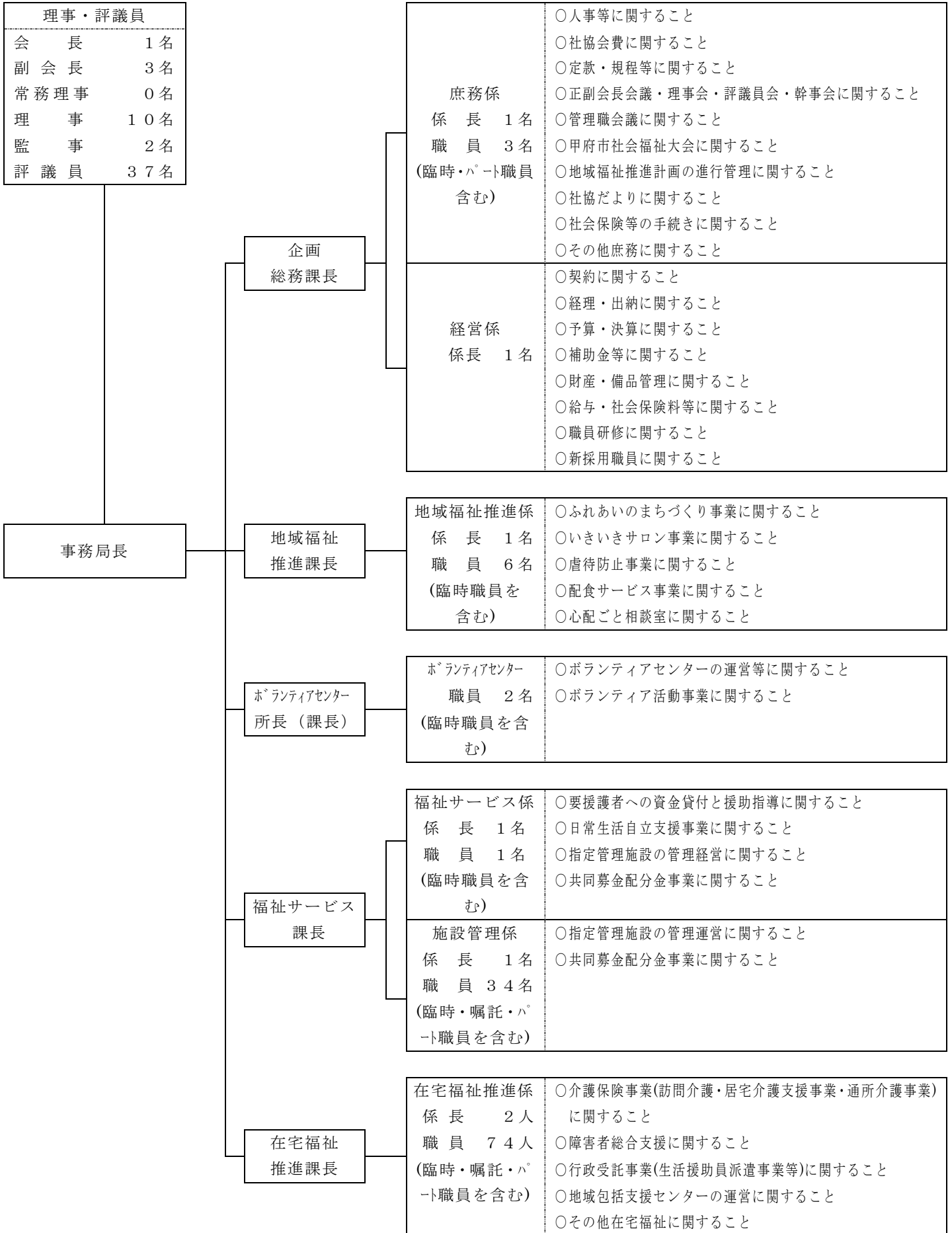
在宅福祉サービスの推進については、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するため、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築するとともに、平成 28 年度から順次移行される「介護予防・日常生活支援総合事業」について、甲府市と連携を図るとともに、訪問介護事業とデイサービス事業について対応可能な事業内容を検討してまいります。

法人運営部門については、財政状況が厳しさを増す中で、本協議会が将来に向けて自立した法人として持続可能な経営を維持していくためには、自主財源の確保が必要不可欠となっていることから、社協会員の加入促進についても積極的に取り組んでいく必要があります。ここ数年やや減少傾向にある一般会員については、自治会等を通じてなお一層理解を求めていくとともに、実績の上がってきている法人会員・団体会員についても、社協職員が個別に訪問して趣旨を説明し理解を求めるなど、更なる財源確保に向けた取り組みを行ってまいります。

甲府市社会福祉協議会の組織図（平成28年4月1日現在）



組織及び業務（平成28年4月1日現在）



業 務 の 概 要

企画総務課

TEL055(225)2116／FAX055(237)1179

○庶務係

1 会議の開催、役員等に関する事務

正副会長会議、理事会、評議員会、監査会、表彰等審査委員会等の会議の開催や役員等に関わる事務を行います。

2 人事に関する事務

職員の任免や人事異動に関する事務、さらに人事評価の事務などを行います。

3 表彰等に関する事務

社会福祉事業等に功績顕著であった方への表彰及び感謝状の贈呈に関する事務を行います。

4 社協会費納入に関する事務

社会福祉協議会の自主財源の確保のため社協会員の加入促進に努め、各地区社協に活動費の助成を行って、地域福祉活動のなお一層の推進を図ります。

社協会員については、特に法人会員の更なる理解が得られるよう、周知用のチラシを送付するなどして加入促進を図り、自主財源確保に努めます。

5 広報活動・社会福祉大会に関する事務

「こうふ社協だより」の発行を通じて、地域福祉活動への意識啓発と参加を促すなど、広報活動に努めます。

また、長年にわたって社会福祉活動に貢献された方を顕彰するとともに、記念講演により社会福祉への理解を一層深めていただくため、「甲府市社会福祉大会」を開催いたします。

6 地域福祉推進計画・社協経営計画に関する事務

「甲府市地域福祉推進計画」並びに「甲府市社会福祉協議会経営計画」の進捗状況等を管理し、中長期的な視野にたつて持続可能な安定した経営を目指します。

7 事務局内の調整及び庶務に関する事務

事務局内の各課との調整、他の課に属さない事項、及び庶務に関する事務を行います。

○経営係

1 契約・財務に関する事務

社協の契約・財務に関する事務を行います。

- (1) 給与、予算等の調整並びに執行、決算事務
- (2) 契約及び財産・備品等の管理
- (3) 経理、出納事務

2 補助金等に関する事務

補助金等に関する事務を行うとともに、新たな財源確保について検討します。

3 職員福利厚生会・職員親睦会に関する事務

職員の健康管理や福利厚生、施設利用の補助などに関する事務を行います。

4 新採用職員の採用計画・職員の研修に関する事務

新採用職員の採用計画並びに職員の資質向上のための研修に関する事務を行います。

5 ホームページ（公開情報画面）運用に関すること

市社協の業務内容や各種福祉サービスなどの情報をホームページで発信し周知することにより、市社会福祉協議会の活動に対する理解を深めていただくよう努めます。

地域福祉推進課

TEL055(225)2118/FAX055(231)6061

○地域福祉推進係

1 ふれあいのまちづくり事業

市民からの福祉課題等に対応し、住民が相互に支え合う地域づくりに継続的に取り組み、地域福祉の総合的な推進と発展に努めます。

また、市内5ブロックにコミュニティソーシャルワーカー（※CSW）を配置し、地区社会福祉協議会事業の推進を図るための支援を行うとともに、福祉問題などを抱えた個別のケースにも対応出来るよう職員の資質向上のため、研修会等への積極的な参加や外部講師による研修を行います。

※CSW：地区において生活に課題を抱えている方などの援助を通して、地域と人とを結び付けたり、公的制度との関係調整を行う専門職

(1) ふれあい福祉センター運営事業

地域福祉推進課にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、市民から寄せられる生活や福祉等に関する諸問題に対応します。

「心配ごと相談室」につきましては、市民の日常生活における悩みごとについて、民生委員児童委員や保健師、有識者等による相談業務を行います。解決困難な相談については、他の専門機関等と連携を図り、問題解決に向けた支援を行います。

また、甲府市広報や市社協ホームページによる利用促進を図ります。

(2) 福祉のまちづくり推進事業

地域住民が主体性を発揮し、子どもから高齢者及び障がい者まで、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、住民参加による地域福祉活動や小地域ネットワーク活動の更なる活性化を図ります。

また、福祉推進員の地域福祉への理解や意識向上、活動の定着へ向けて、全体研修会の開催や各地区の活動状況の情報交換等を目的とした福祉推進員地区代表者会議を開催します。

① 住民参加による地域福祉活動

- ・地区社会福祉協議会事業への支援

地区社会福祉協議会の開催する地域福祉活動のより一層の活性化を図るため、積極的な支援を行います。

- ・ブロック会議の開催支援

意見・情報交換や研修の場として開催されるブロック会議に対し、コミュニティソーシャルワーカーが会議の開催等の支援を行います。

- ・地区社会福祉協議会への情報提供及び住民懇話会の開催

コミュニティソーシャルワーカーが各地区へ出向き、地域福祉活動を推進するために必要な情報や他地区の取り組み状況等についての情報提供を行います。

また、地域の福祉課題を共有するために、地区社会福祉協議会の研修会等を活用した住民懇話会を開催し、課題の発掘にも努めます。

② 小地域ネットワーク活動

福祉推進員を中心として、自治会長及び自治会関係者や民生委員児童委員等との連携を図りながら、小地域ネットワーク活動がより一層地域に定着し、発展していくために、活動が定着している地域だけでなく、活動に対して課題を抱える地域には、積極的にコミュニティソーシャルワーカーが情報提供や助言

等を行い、関係団体との連携を緊密に図れるよう積極的な支援を行います。

(3) いきいきサロン事業（甲府市受託事業）

いきいきサロン事業は、高齢者の交流の場として市内122カ所に設立されています。サロン活動は、単なる住民同士の交流の場だけには留まらず、地域住民が抱える課題等を早期発見できる「見守り・助け合い機能」としての役割が期待できる場でもあります。

引き続きサロン設立を推進するとともに、サロン運営者の育成の推進や、幅広い世代の方にもいきいきサロン事業について理解してもらえるように、サロン写真展やフォーラム等を開催し、いきいきサロン事業の更なる発展を目指します。

(4) 障がい者支援事業

障がい者やその家族が、地域社会とつながりを持ち、安心して生活が送れることができるよう、地区社会福祉協議会関係者、地区自治会連合会会長及び地区民生委員児童委員協議会会長を対象とした研修会を開催し、地域における障がい者世帯への支援体制の構築に努めます。

また、障がい者団体とも連携を密にし、障がい者の実情把握や情報収集に努めます。

(5) 虐待防止事業

増加傾向にある虐待の問題を防止するためには、児童、高齢者、障がい者への虐待防止について意識を高め、地域住民等の協力による見守りが重要になります。平成28年度は、障がい者虐待をテーマとし、障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐための法律である障害者虐待防止法について理解を深めるため、地域支援者等を対象に研修会を開催します。

(6) 地域子育てサポート事業

子ども一人ひとりの育ちを地域全体で支えていくため、地域と子育て家庭を繋ぎ、地域で見守り、共に育てていく環境づくりを推進します。また、地域福祉活動やボランティア活動への参加を促進し、子どもの成長過程における福祉教育や世代間交流に取組み、ボランティア精神の醸成や福祉の意識向上を図ります。

2 甲府市配食サービス事業（甲府市受託事業）

在宅において食事づくりが困難な高齢者等を対象に、見守り・安否確認を兼ね

て、栄養バランスの摂れた夕食を配達します。

また、広報紙による甲府市配食サービス事業の周知や配食ボランティアの確保を図ると共に、利用者、配食ボランティア及び受託業者に対して食中毒事故予防の啓発及び徹底を呼びかけます。

甲府市ボランティアセンター

TEL055(223)1061 FAX055(231)6061

1 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター活動事業

① ボランティア活動の啓発と広報

年2回発行の「甲府市ボランティアだより」の全戸配付をはじめ、甲府市広報、こうふ社協だより『まごころ』、ホームページ、ボランティアボード等を活用して、ボランティア情報の提供を行います。

② ボランティア活動への支援

ボランティア活動に関する登録や調整などの相談対応や、ボランティア活動保険業務を行います。また、登録団体の活動に対する支援や、ボランティア活動資材や活動場所を貸出し、体験学習やボランティア活動への支援を行います。

③ 「ボランティア博2016 in こうふ」の開催

世代やジャンルを超えたボランティアの交流と、子どもから高齢者まですべての市民が楽しみながらボランティア活動を体験し、ボランティア活動への一歩につながるためのきっかけづくりを行います。

④ ボランティア養成講座の開催

ボランティアに興味を持つ方が技法を学び地域や福祉施設で活躍できるようボランティアの養成を目的とした講座を開催します。

⑤ 災害ボランティアに関わる取り組みと支援

災害時に備え、研修会の開催や、甲府市総合防災訓練において「災害ボランティアセンター」の設置運営訓練を実施します。

(2) ボランティア活動推進事業

① 地域ぐるみボランティア活動の推進

地区社協が主体となり、学校や地区関係団体・機関が連携し、地域ぐるみで福祉教育が実践できるよう支援を行います。

② 福祉ボランティア活動実践校への支援

市立小・中・高等学校の児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養うことを目的として、各学校が実施する福祉のこころを育む事業やボランティア活動を引き続き支援します。

③ 「第11回ふれあいチャレンジフェスタ」の開催

市内の中・高・大学生と障がい児（者）が集い、体験ブースや舞台発表などを通じて交流を図ることで、障がいへの理解を深め、障がいの有無に捉われないバリアフリーの心を養うことを目的として、障害者団体等とも連携する中でニーズに沿ったフェスタの開催を目指します。

福祉サービス課

TEL055(225)2119／FAX055(228)7569

○福祉サービス係

1 生活福祉資金等の資金相談

(1) 生活福祉資金

山梨県社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業に関する業務の一部を受託し、生活福祉資金貸付の相談受付窓口業務を行います。

また、生活福祉資金等の借入世帯（低所得者・障がい者・高齢者世帯等）の経済的自立と生活の安定を図るため、民生委員の協力を得るなかで支援を行います。

(2) 臨時特例つなぎ資金

居住するところの無い2年以内の離職者で、公的給付制度又は公的貸付制度を申請している方の当面の生活費を貸し付けます。

2 福祉サービス関連事業

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

山梨県社会福祉協議会から地域福祉権利擁護センター業務を受託し、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方々が、地域で自立した生活を送れるよう支援してまいります。

また、関係機関等と連携・協働し、支援活動の更なる充実を図ります。

○施設管理係

1 指定管理者制度による施設の経営

引き続き甲府市の指定管理者として、平成18年度から培ってきた施設管理に係る経験を活かし安心・安全な施設運営に努めます。また、地域の高齢者や障がい者などが快適に利用できるよう職員の資質向上と設備整備に努める中、これまで施設を利用したことがない方々にも関心を持ってもらえるような事業を企画運営し、利用者の拡大を図ります。

(1) 甲府市福祉センターの管理・経営

高齢者、障がい者、寡婦並びに母子家庭及び父子家庭の福祉の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に図ることを目的に、地域に根ざした施設運営に努めます。また、従来から実施してきた「お達者くらぶ」をはじめとした介護予防事業に引き続き取り組むとともに、利用者のニーズに沿った事業を企画運営し、高齢者等の健康増進と生きがいを支援します。

さらに、老朽化が著しい設備については随時甲府市と協議を進め、積極的な改修に取り組みます。

(2) 「甲府市上九の湯ふれあいセンター」の管理・経営

利用者に清々しい自然の中でくつろぎの時間をお過ごしいただけるよう積極的に施設の改修に努め、快適な環境整備を図ります。

また、毎回好評を博している「青木ヶ原樹海散策ツアー」や「精進湖パノラマ台ハイキングツアー」など、地域の特色を活かした事業を企画運営する中、温泉を利用した市民に親しまれる施設としてお客様に満足していただけるサービスの提供に努めます。

さらに、計画的かつ効率的に設備改修を進めるため、甲府市と密接な協議を行います。

(3) 「甲府市健康の杜センター」、「甲府市上曾根いきいきプラザ」、「甲府市古関・梯いきいきプラザ」の管理・経営

市民の健康の増進と生活文化の向上に寄与するため、健康の保持及び増進を図る事や健康づくり、地域福祉活動等を行う場として施設を活用します。

さらに、「お達者くらぶ」等の健康増進や介護予防を目的とした事業の実施を通じて一層利用者へのサービスに努めるとともに、従来からの貸館業務については社協だよりやホームページ、甲府市広報等を通じて積極的に広報活動を行い、施設の利用促進を図ります。

2 共同募金運動と配分事業

各地区において共同募金運動にご協力をいただいている自治会連合会や民生児童委員協議会等、各種団体との連携を深め、引き続き募金実績の拡大を図る中、地域から寄せられた募金が地域住民のニーズに沿った配分となるよう検討してまいります。また、山梨県共同募金会甲府市支会発行の広報紙等を通じて、共同募金が地域福祉推進のための貴重な財源として活用されていることを広報し、運動の活性化に努めます。

○在宅福祉推進係

1 在宅による介護保険・障害福祉サービス関連事業

(1) 居宅介護支援事業 TEL055(225)2210・FAX055(225)2212

特定相談支援事業 TEL055(231)6060・FAX055(225)2212

自立支援に基づいたケアマネジメント業務を実施するとともに、地域包括支援センター及び病院等を訪問して新規利用者獲得に努めます。

また、多様化する介護環境に対応できるよう情報収集のため、勉強会、研修会に積極的に参加し、職員の資質向上を図るとともに、認知症高齢者支援及び地域包括ケアシステム構築を進めるケアプランを作成し、高齢者や障がい者が在宅において生きがいを持って暮らすことができるよう支援します。

(2) 訪問介護事業 TEL055(228)7560・FAX055(225)2212

利用者が住み慣れた地域で、自立した生活が継続できるよう質の高いサービス提供を24時間365日行い、利用者から満足いただけるよう努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進し他職種との連携や職員の資質の向上を目指すとともに、PR活動の展開により新規の利用を促し、安定した収入が確保できるよう効率的な運営に努めます。

(3) 居宅生活支援事業（障害福祉サービス）TEL055(228)7560・FAX055(225)2212

障害者総合支援法に基づいて、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう家事援助、身体介護、通院介助等のサービスを提供します。

また、社会参加などに支援が必要な障がい者には、同行援護サービス、移動支援サービスを提供し、より充実した生活が送れるよう利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供します。

(4) 甲府市生活援助員派遣事業（受託事業）

甲府市生活援助員派遣事業に基づき、介護認定を受けていない疾病または障がい等により、日常生活を送ることが困難なひとり暮らし高齢者等の方に生活援助員を派遣し利用者の在宅生活を支援します。

2 その他

(1) 訪問介護員養成研修実習生の受入れ

ホームヘルパー介護福祉養成研修課程における介護実習について、実習生を受入れ、利用者宅への同行訪問などによる研修を行います。

○介護施設経営係

1 介護施設等による介護保険関連事業

(1) 甲府市中道デイサービスセンター TEL055(266)6699

甲府市上九一色デイサービスセンター TEL055(225)2117

通所介護事業（指定管理者制度によるデイサービス事業）

平成28年度から順次移行される「介護予防・日常生活支援総合事業」については、甲府市中道・上九一色デイサービスセンターにおいても、対象者を受け入れ生活機能向上のサービス提供に努めます。

また、引き続き中重度の要介護者や認知症高齢者も積極的に受入れ、利用者のニーズに合わせた時間の延長や利用日の振替など、柔軟な対応に努めるとともに、レスパイト機能だけでなく利用者の持っている機能が充分発揮できるよう、自宅でもできる体操メニューの提供を行うなど、在宅で生きがいを持って明るく過ごせるよう支援します。

さらに、甲府市上九一色デイサービスセンターは、介護保険制度の改正により平成28年4月から地域密着型通所介護事業所に移行されるため、運営推進会議を設置し、活動状況の報告や意見を求めるなど適正な運営とサービスの質の向上に努めます。

(2) 地域包括支援センターの受託運営 TEL055(266)4220/FAX055(266)6401

笛南地域包括支援センターは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が連携して専門分野での役割を担いながら、中道・上九一色地区の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、介護保険事業や福祉事業等による公的サービスのみならず、その他のインフォーマルサービスによる多様な社会資源を活用できるように、地域における包括的および継続的な支援に努めます。

また、甲府市地域包括支援センター事業実施方針に基づき、「健やかで心豊かに安心して暮らせ」「高齢者の自立を地域で支え合い」「社会参加を促進し、生きがいを持って暮らせる」「認知症高齢者とその家族にやさしい地域づくり」等、「地域包括ケア体制」の構築に向けて、地域の中核機関としての役割を果たすよう、地域の特性やニーズに合った地域づくりを目指します。

さらに、「介護予防・日常生活支援総合事業」においても、中道・上九一色地域に暮らす対象者の移行支援や事業の普及啓発に努めます。